

平成30年9月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月12日(水)午後3時02分から午後3時49分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 (28人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	9番	田中 好道	
	2番	小谷 恵	10番	川上 英章	
	3番	前田 繁昌	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	
	8番	日野 浩一			

推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔	
	4番	藤井 元之	12番	加藤 久和	
	5番	林原 春男	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	杉谷 幸秀	
	8番	岩波 宏承	15番	山根 操	

- 4 欠席委員(2名)(農委4番 田中 喬、推委7番 荒松 将志)
- 5 議事録署名委員の決定 (14岸本 耕二、1番 高塚 光春)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程

議案第1号 鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく拠点地区施設整備計画(名和地区)の作成について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農用地利用集積計画の一部撤回について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

- (1) 貸借の解約について
- (2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	末次 四郎
主 幹	松井 明宏
主 幹	齋木 貴敬
事務補助員	山根江利子

11 会議の概要

事務局 それでは只今から、大山町定例農業委員会、9月の定例会を始めさせていただきます。それでは、議長さんのほうからご挨拶をお願いいたします。

議長

今日はどうも忙しい中、ご苦労さんでございます。だいたい水田のほうはいよいよ本番に入って稲刈りというような時に、しっかりと雨が降ってちょっと厳しいな、作業が困難かなという感じですが、梨は一応今日で選果が終わりというようなことで、だいたいほぼ梨はとびとびの選果で、だいたい本番が終了したというようなことでございます。ブロッコリーも盛んにですね、雨が降り始めたら盛んにブロッコリーも植えられたというようなことで、水田の悪い所はちょっと水浸しになつとるんじゃないかなというところもありますけども、一生懸命にブロッコリーの苗を植えておられるということで、ネギも白くなつとったけどもだんだんと青くなってきてですね、なんか良くなったのかなという、素人が見てですね、ということで今年は非常に天候不順でですね、どうかかなと思っておりましたが台風も大山町に対しては鳥取県では凄く軽減であったというようなことでございます。県外を見ますと、地震だの大雨でえらいことになつとるということで本当に全国から見たら非常に悲しい事がたくさんあるんじゃないかと思いますが、大山町としてはあんまり被害がなかってホツとする部分もございますけども、どこがどういふかたちになるのか分かんないというのが現状じゃないかということで、たまたま鳥取県の大山町は少なかつたよというだけのことじゃないかなと思うわけですし、これからもですね、皆で頑張つてですね、この前もパトロールしていただいてですね、だいぶ農地もきちんとされるということになっておるし、パトロールした後に草刈つたりということですね、結構荒れたところも整備されておるというようなかたちになっておりますので、皆さんの努力なり、回つたことによつてですね、非常にパトロールの効果が出たんじゃないかなと思っております。それから、新聞折り込みの中にですね、チラシが入つてですね、なんかあつたわけですし、ちょっと農業会議の会長の◎◎さんにですね「あんた、知らんかいな、こういうものを」つちゆうことで、事務局から渡したようなかたちですね、この業者の方にですね、ちょっと一言申しておいたというようなことになっておりますので、それに便乗しないようにですね、農業委員会の上つ張りを取つてするようなチラシが入つておりましたので、大山町ではどこまで配られたか分かんないですけども、非常に太陽光発電についてもですね、慎重に掛かつていかないとですね、あちこちで虫食いにされていくとですね、歯止めが利かないんじゃないかなということで、ある程度は農政部とか農地部がやはりきちんと話をしてですね、町長なり何なりに色んなことについてもですね、審議していただくようにですね、今の町会議員さんがですね、農業公社を作つたらどうかというような質問があつたりなんかしとるわけですし、そういうものについてもやはり農業委員会としても十分に協議をしながら、どういう公社を作つていくのかと

ということもですね、真剣に考えていかんと、非常に何か新聞を見ますと、ふるさと納税の問題もですね、大山町という言葉がバンって上に載ったようなことで、非常に何か妙なことかなとうことで、それについても何かちょっと心苦しい新聞を読んだな、と思っております。一つ一つですね、色んなことがある中でですね、本当に農業委員なり推進委員の方が、農地をどれだけ管理しながら見届けながら指導していくというのは大きな問題じゃないかと思っておりますので、今後共、協力の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは、今日は農業委員の4番さんと、推進委員の7番さんが欠席ですので、この会は成立いたしますのでよろしくお願ひいたします。

議事録署名委員でございますが、14番委員さんと1番委員さんですのでよろしくお願ひいたします。

議長 それでは会務報告を、事務局、説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (8月 6日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (8月10日) ・8月委員会案件現地調査について。
 - ・8月定例農業委員会について。
- (8月22日) ・農業委員会長・事務局長会議について。
- (8月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (8月31日) ・農業次世代人材投資事業に係る就農状況確認会について。
- (9月 3日) ・鳥取県女性農業委員会監査会について。

議長 どうも、ありがとうございました。

議長 それでは議案に入りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく拠点地区施設整備計画(名和地区)の作成について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、失礼いたします。

議案第1号、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づく拠点地区施設整備計画(名和地区)の作成について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

このページの右のとおり、企画からの照会でございます。これはですね、皆様ご承知だと思ひますけども、民間事業者が実施する宅地造成のみの農地転用は原則不許可となっておりますが、これをですね、平成28年に町の方が、駅・役場・インターチェンジから330m以内の農用地区から外れた白地である第3種農地と宅地・山林・原野・雑種地を鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本

計画の拠点地区に指定することによりまして、前述いたしました農地転用を可能とし、民間活力を利用した定住対策のための分譲宅地を整備することを促進させる計画を立てました。平成28年の8月のこの定例会に於きまして、同拠点地区の指定及び民間事業者からの具体的な農地整備計画の照会がありまして、同意をしております。この度は、その時に同意をいたしました名和地区で実施された農地の隣接農地となっており、同様の事業者からの手挙げがありまして、整備計画を作成されたものです。次のページからは大山町拠点地区の概要、計画図及び名和地区の整備計画と図面を付けております。この後はですね、町は農業委員会の意見をつけて、県に承認を求めるという流れになっております。以上でございます。

議長

ご説明がございましたが、何かご質問がありますでしょうかいな。久しぶりのこういう議案ですので、審議をしたいと思います。結構、これまでは構造改善しとったところも、名和地区ではそこも良いというかたちに範囲がある。もうちょっと細かく説明を。

事務局

具体的にいいますと、資料を付けておりますけども、5ページを開いていただきましたら、開発区域位置図という図面を付けております。その白黒で解り難いですが、申請地っていうのが真ん中らへんから上の方にありますけども、上の右側が道の駅で大山恵みの里です。名和インターの道の駅ですね。その前に県道が通っておりまして、道の駅の真ん中らへんの下の方に申請地というところで、面積としては約1,300㎡の場所を分譲宅地として、この度、開発したいと。この計画に盛り込みたいということの内容でございます。剥ぐっていただきますと6ページ目ですが、具体的な分譲開発の計画図が載せてありますのでご覧いただけたらと思います。位置的な所は分かっていたでしょうか。というような内容でございます。以上です。

議長

何か質問はありませんかな。そういうエリアが広がったと。

それでは現地確認をしておりますので、委員の3番さん、よろしく願いいたします。

農委3番委員

はい、失礼します。座って失礼します。

先程、事務局よりご説明がありました。今回、計画が指定されております名和地区の拠点地区施設整備計画ですが、先程、説明がありましたけども、名和のインターチェンジからですね、330mの圏内という規定に当てはまっております。周りにはですね、既に分譲された宅地がありまして、家等が建っている状況で、ちょっと地図では解り難いんですけど、北側に道の駅がありまして、その南側の県道ですね、名和西坪線に面した農地であります。農振の農用地も区域外でもあります第3種農地ということであり、計画に基づく区域にですね、該当しているということで確認して帰った次第であります。以上であります。

議長

今、ご説明がございましたが、何かご質問がありましたら。

(沈黙)

ないようですので、承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、7ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号41番、〇〇〇〇〇△△△-△外1筆、譲渡人が〇〇市〇〇〇△丁目△番△△号、□□□□さん、譲受人が〇〇△△番地△△、◇◇◇◇さん、売買で全体で※円と伺っております。42番、〇〇〇〇〇〇△△△-△外4筆、譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、株式会社◇◇◇◇◇◇、売買で全体で※円と伺っております。

この件ですけれども、前回、ご指摘いただきました株式会社が農地を買うということで、それを出来る農地所有適格法人の要件についてご指摘があった件を、今回ちょっと補足をさせていただきます。

農地所有適格法人の要件確認です。この法人の名称が株式会社◇◇◇◇◇◇。主たる事務所の所在地が大山町〇〇△△△番地。まず一つの要件といたしまして、法人形態要件というのがございまして、農事組合法人か株式会社で公開会社でないものに限る、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかということになっておりますので、この会社は株式会社の非公開会社になっておりますので要件を満たしております。二つ目が事業要件でして、新規の法人の場合はこれからの3年間の売上高が今後3年間の法人の売上高の過半を占めることとありますので、農業が全ての売上高となっておりますので、これも要件を満たしております。続きまして議決要件です。農業関係者の2分の1の方が総数の中で議決権を持っていることというのが要件になってございまして、総数4名の中で農業常時従事者が3名となっておりますので、議決要件を満たしているところでございます。また、役員要件というのがございまして、理事のうち1人以上が法人の農作業に従事することとなっております。理事の総数が3名、うち農業に常時従事する構成員数が2名、うち農業に常時従事し且つ農作業に従事する者の数が1名となっておりますので、この役員要件についても満たしているところでございます。これが◇◇◇◇◇◇の農地所有適格法人の要件確認について説明しました。

続きまして8ページ目です。43番、〇〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△、譲渡人が〇〇△△△番地△、□□□□さん、譲受人が〇〇〇△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

議長 それでは現地確認のほうを、よろしくお願ひいたします。番号41番については、農業委員の3番委員さんよろしくお願ひします。

農委3番委員 はい、失礼します。本日は9時よりですね、農委13番委員さん、推委12番委員さん、事務局2名、それから私の5名でですね、現地確認をしてみました。

 この41番の案件ですけれども、それぞれ筆が隣接した農地であります。現在、所有権移転のために確認してまいったんですけれども、耕耘されておりました十分な農地管理が出来ている農地として認めて帰りました。以上です。

議長 番号42番、43番について農業委員の13番さん、よろしくお願ひします。

農委13番委員 失礼します。まず42番につきましても、皆さんご存知のとおり、先回の農業委員会で不許可という処理になった案件が再度出たものでございまして、その時には事前にすぐ耕作出来る状況にないということが理由で不許可ということの処理で改めて出て来た案件でございまして、改めて今日、現地確認をいたしましたところ農地として直ぐに使える状況に全部なっております。ですから農地として直ぐ使えるので3条許可については、その点については問題ないのかなということで帰ってきました。それから43番については、現に◇◇◇◇さんのほうがお茶を栽培をしておられるところでして、弟さんの□□さんの所有だったものを今回贈与ということで農地として現に使用しているところでございますので全く問題ない場所でございます。以上です。

議長 現地確認の説明がございましたが、質問のある方は。

 (沈黙)

 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

 (全員賛成)

 どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。9ページになります。

 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

 番号12番、○○○○○○△△△-△、譲渡者が○○△△△△番地、■■■■■
■さん、譲受者が○○○○○△丁目△番△△号、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆有限会社、
権利の種類は所有権移転となっております。転用目的施設の概要は宅地造成です。番号13番、○○○○○○△△△-△、譲渡者が○○△△△△番地、■■■■
■■■さん、譲受者が○○○○○△丁目△番△△号、◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆有限会社、
権利の種類は使用貸借権設定で、転用目的施設の概要は宅地造成となっております。番号12番13番は、先程第1号議案で承認をいただきました鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画に基づいた拠点整備計画(名和地区)によるものです。農地区分はインターチェンジから300m以内の農地でありま

すので3種農地となっております。文化財協議及び道路法の協議も済んでおります。隣接耕作者からの同意も得ております。10ページ、11ページに位置図、計画図を付けております。以上でございます。

議長 それでは現地確認をですね、委員さんの3番委員さん、よろしく願いいたします。

農委3番委員 はい、失礼いたします。先程、事務局より説明がございましたけども、まさしくその第1号議案のですね、計画地域の農地転用にあたります。県道に面しております、第3種農地ということで何ら問題はないのではないかとということで見て帰っております。以上であります。

議長 ご説明がございましたが、これについて何かご質問がある方は。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第4号、非農地証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼いたします。12ページになります。

議案第4号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。番号7番、○○○○△△△-△、申請人は○○市○○○△丁目△番△△号、●●●●さんです。事由としては平成6年に蚕室に転用しているためです。位置図は隣の13ページに付けております。以上でございます。

議長 現地確認を農業委員の3番委員さん、よろしく願いいたします。

農委3番委員 はい、失礼いたします。この第4号の案件ですけれども、先程説明いたしました2号議案の41番に関連した物件であります。これを同時に購入するためにですね、名義を変えろということの前段ということであります。平成6年にですね、2a未満ということで既に申請は提出済みでありますけども、今回、所有権移転を目的にですね、登記のために非農地ということで、必要であるということで改めて提出した案件であります。現実にも、養蚕用の施設が建っております、それを非農地に変えろという案件であります。以上であります。

議長 ご説明がございましたが、質問のある方。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので承認いたしました。

議長 議案第5号、農用地利用集積計画の一部撤回について、事務局お願いいたします。

事務局 はい、14ページになります。

議案第5号、農用地利用集積計画の一部撤回について。土地改良法の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行に伴う機構関連事業の実施に当たり、平成28年10月11日及び平成29年3月10日の農業委員会で決定を受けた農用地利用集積計画の終期の撤回について照会があったので意見を求めます。

この議案第5号ですけれども、農用地利用集積計画の終期について平成28年10月11日及び平成29年3月10日で農業委員会で決定を受けたものについて、平成38年10月10日だったものを平成46年10月10日に、平成40年3月31日及び平成39年3月31日だったものを平成46年3月31日に変更するものです。以上でございます。

議長 これについて質問のある方。

（沈黙）

なければ関係者の方は今日は欠席ですので、農委4番さん欠席のままで採決しますので賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をよろしくお願いいたします。

事務局 はい。15ページからになっております。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。（朗読と詳細；詳細は議案に明記）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えております。以上です。

議長 これについて何かご質問がありましたら。

農委13番委員 13番です。

議長 はい。農委13番さん、どうぞ。

農委13番委員 19ページの591からずっと機構絡みの関係で沢山貸し借りが出ておりますけれども、これが全て使用貸借権の10年という、非常に長い間のもので、殆どどのようなふうですけれども、基本的に機構が絡んで使用貸借というのは事務局で分かれば教えていただきたいんですけれども。一般的には貸貸が普通なところ、特別な理由があつて使用貸借だということだと思ふんですけれども、そういったことが分かれば教えていただけたらと思ひます。

議長 何か事務局の方で。

推委10番委員 すみません。

議長 はい。

推委10番委員 ○○に関するところはですね、私のほうで答えさせてもらっていいですかいね。

議長 結構ですので、ちょっとマイク持って行って。

推委10番委員 推進委員の10番です。この19ページからですか、かなりの件数がありますけども〇〇に関するところはですね、私も含めてですけども、以前、農地水だったですかいな、農協がやられた制度があった時に、貸借契約をされたものをですね、□□さんや□□さんですか、ブロッコリーを作っておられる、そういう方々と契約をされておられたのを合意解約していただいてですね、この度、認定農業者さんと10年以上の貸借契約をするということで、□□さんに米、それから□□さんにブロッコリーを作っていただくということでですね、ちょっと付け替えですね、そういうことをしました。農地集積化協力金ですか、部落にいただける制度がですね、あったものがだんだん補助金が減らされてきている状況の中、〇〇の農地をですね、2割以上、認定農業者さんに10年以上の契約をすれば、10年以上は関係ないか、2割以上の農地を集積化すれば協力金が出るということで、その制度にのっとってですね、協力金をもらおうかということで、きちんとした貸借契約にですね付け替えたところです。そういう作業をしましたので、こういう10年ですか、どっちにしてもこの地権者さんに確認したところ、自分らちでは今後、農業をする意思がないので出来れば長い期間を認定農業者さんと貸借契約をしたいということでしたんで、こういうことになっております。よろしいですかね。

議長 農委13番さん、いいでしょうか。

農委13番委員 はい、分かりました。

議長 他に質問はございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、番号589番、番号600番については審議しないで、その他のものについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、全員賛成ですので、承認いたしました。

それでは589番、推進委員の13番さん、ちょっと（議事参与の制限のため）退席をお願いいたします。

(推委13番委員、退席)

589番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので承認いたしました。

(推委13番委員、入室)

番号600番、推進委員の10番さん（議事参与の制限のため退室を）お願いします。

(推委13番委員、退室)

これについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、全員賛成ですので承認いたしました。

(推委13番委員、入室)

議長 議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用配分計画案について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。30ページになります。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は
議案に明記)以上です。

議長 これについて、何かご質問がありましたら。

(沈黙)

ないようですので、番号2番のですね、推進委員の7番さんが欠席ですので、
番号7番の農業委員の6番さんのをはねて賛成の方は挙手をお願いいたしま
す。

(全員挙手)

はい。全員賛成ですので承認いたしました。

それでは6番の農業委員さん、退室を(議事参与の制限のため)お願いいた
します。

(農委6番委員、退室)

番号7番、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

議長 それでは報告事項については、見ておいてやってください。
その他について、何かご質問がございましたら。

(沈黙)

議長 ないようですので大きな7番の定例会の開催日程について、次は10月10
日、水曜日でございますが、これについてどうでしょうか。

(はい、との声あり)

なら10月10日ということで午後3時からということで、これまでどおり
でいいですね。

(はい、との声あり)

中山農村環境改善センター、ここでございます。

議長 では、以上をもちまして委員会のほうは終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

岸本 耕二

議事録署名委員

高塚 光春

： 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。